

川越市国民保護計画の変更の概要

1. 変更の理由

国の「国民の保護に関する基本指針」の変更（平成20年10月）及びそれを反映した「埼玉県国民保護計画」の変更（平成22年3月）を踏まえ、これらと整合した迅速かつ的確な国民保護措置が実施できるよう、本市の国民保護計画についても必要な変更を行おうとするものです。

2. 主な変更案の概要

第1編 総則

第3章「計画策定に当たっての基本的な考え方」に関する変更

「指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障」について、新たに記述しました。

【変更理由】

国の基本指針、県の国民保護計画における記述内容と整合を図るため。

第4章「川越市の概況」に関する変更

第2節の「社会的特性」に関する記述内容を変更しました。

【変更理由】

記述内容の時点修正のため。

第2編 平時における準備編

第1章として「情報収集、伝達体制の構築」を新たに追加しました。

- ・第1節「通信の確保」として全国瞬時警報システム（J-ALERT）と Em-Net を追加しました。
- ・第2節として「被災情報の収集、報告に必要な準備」について追加しました。
- ・第3節として「安否情報の収集、整理及び報告に必要な準備」について追加しました。

【変更理由】

- ・J-ALERT、Em-Net とともにシステムが稼働し、それぞれ、整備促進と適切な運用が求められているため。
- ・被災情報、安否情報とともに、平時からの事前準備が必要であるため。

第4章（変更前の第3章）「避難の指示」に関する変更

避難の指示に関する各項目（各節）の記述順序を変更しました。

【変更理由】

実際の避難の手順に沿った順序に変更し、理解を容易にするため。

第4章第1節「モデル避難実施要領の作成」に関する変更

ミサイル攻撃における着弾の前後、ゲリラ攻撃における攻撃開始の前後、航空攻撃における時間的余裕の有無の別に、それぞれモデル避難実施要領に盛り込む事項を記述しました。

【変更理由】

できるだけ実際の対応に即した記述に変更し、理解を容易にするため。

第11章（変更前の第10章）第1節「市の訓練」に関する変更

訓練の名称を「実地訓練」から「実動訓練」に変更しました。

【変更理由】

国、県の訓練区分の名称と整合を図るため。

第3編 武力攻撃事態等対処編

第1章第2節 対策本部の組織に関する変更

組織の体系から収入役を削除しました。

【変更理由】

収入役が廃止されたため。

第1章第3節「関係機関との連携体制の確保」に関する変更

- ・武力攻撃事態等合同対策協議会を追加しました。
- ・現地調整所を追加しました。

【変更理由】

「国民の保護に関する基本指針」及び「埼玉県国民保護計画」との整合を図るため。

*** 武力攻撃事態等合同対策協議会**

国の現地対策本部長が、関係地方公共団体の国民保護対策本部等と情報交換や相互協力を行うため、必要に応じて開催するものです。

県の国民保護計画では、県は本協議会に参加するものとしています。今回の変更案では、本市も本協議会に参加することとしました。

* 現地調整所

国民保護措置が実施される現場において、消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関といった現地で活動する機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときに、市町村又は県が設置するものです。

県計画では、原則として市町村が設置することとし、市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等、県が関係機関の調整に最も適切に対処しうると判断されるときは、市町村と協議のうえ、県が設置することとされています。

第4章「避難住民等の救援措置」に関する変更

傷病者の搬送手段として救急医療用ヘリコプターを追加しました。

【変更理由】

救急医療用ヘリコプターの運用が開始されているため。

第6章第2節「安否情報の収集・提供」に関する変更

避難所等において避難住民等から収集する情報に「照会に対する同意の有無」等を追加しました。

【変更理由】

安否情報収集の様式との整合を図るため。

第6編 緊急対処事態対処編

第1章「埼玉県が想定する緊急対処事態とその対処措置」に関する変更

想定する事態の文中「毒性物質（サリン）」を「放射性物質、生物剤及び化学剤」に変更しました。

【変更理由】

県の国民保護計画との整合を図るため。